

議案第89号

西脇市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

日野地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画が定められている区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び都市環境を確保するため。

西脇市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

西脇市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年西脇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が機能上特に必要があり、かつ、周辺の土地利用状況を勘案して環境上及び景観上の対策を講ずることにより良好な居住環境の確保に支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審議会の同意を得なければならない。

第9条第2項中「及び第7条」を「又は第7条第1項」に改める。

第13条第1項第3号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

別表第1に次のように加える。

日野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東播都市計画地区計画日野地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------	---

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条－第7条関係）

計画区域		上比延工場公園地区 地区整備計画区域		日野地区地区 整備計画区域
区分		産業地区	公益施設地区	産業誘導地区
1	建築することができる建築物	工場（研究の用に供される作業場を含む。）及びこれに附属するもの。ただし、建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場並びに産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定するものをいう。）及び使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定するものをいう。）の処理事業の用に供する建築物を除く。	建築基準法別表第2（い）項第5号、第9号及び第10号に掲げる建築物	(1) 次に掲げる事業を営む工場（建築基準法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げるものを除く。） ア 釣針関連産業 イ 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準をいう。以下同じ。）の中分類で、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他繊維製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業に属する事業

				<p>(2) 日本標準産業分類の中分類で、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業の用途に供するもの</p> <p>(3) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもの（建築基準法別表第2（ほ）項第2号及び第3号、（へ）項第3号並びに（り）項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>						
2	建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル		主たる建築物の用途が1の項日野地区地区整備計画区域の欄第1号及び第2号に掲げるものは4,000平方メートル、その他のものについては2,500平方メートルとする。						
3	壁面の位置の制限	<p>外壁等の面から、敷地境界線までの水平距離は次のとおりとする。</p> <p>(1) 地区計画の区域の境界となる敷地境界線までの距離は、河川に接する側を除き、次表の左欄に示す敷地の規模に応じ、右欄に示す距離以上とする。</p> <table border="1" data-bbox="438 1176 766 1433"> <thead> <tr> <th>敷地の規模</th> <th>地区計画の区域の境界までの距離（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 h a 未満</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5 h a 以上</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 道路境界線までの距離は5メートル以上とする。</p>	敷地の規模	地区計画の区域の境界までの距離（メートル）	5 h a 未満	5	5 h a 以上	10		敷地面積4,000平方メートル以上の土地に建築する建築物の外壁等から、地区計画の区域の境界となる敷地境界線までの水平距離及び道路境界線までの水平距離は3メートル以上とする。
敷地の規模	地区計画の区域の境界までの距離（メートル）									
5 h a 未満	5									
5 h a 以上	10									
4	建築物の高さの最高限度	20メートル		12メートル						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。